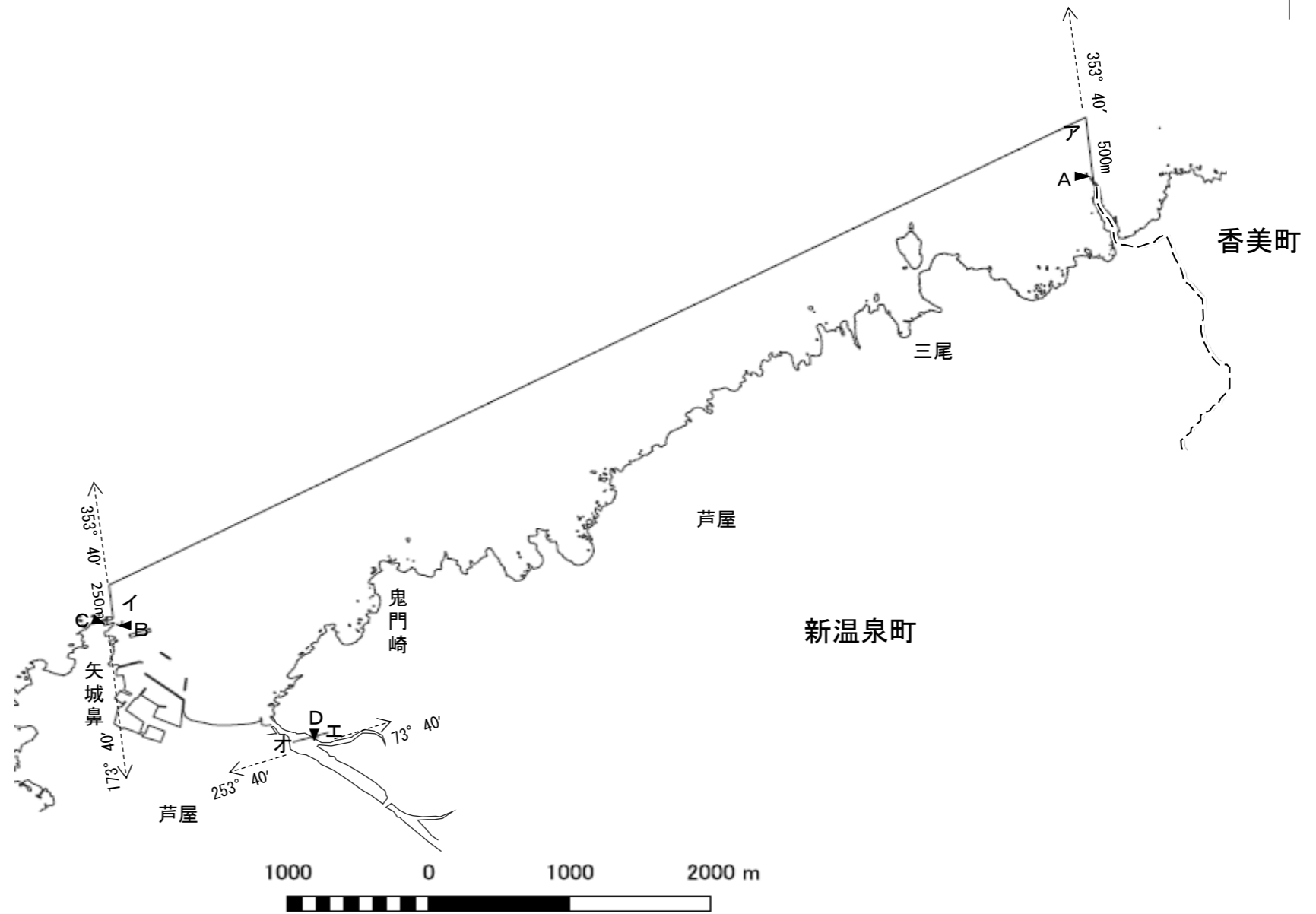


免許番号 共第226号

漁場の位置 美方郡香美町と同郡新温泉町との界から美方郡新温泉町矢城ヶ鼻に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、Cとウを結んだ線並びにオとエを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町 新温泉町界 (鋸崎北端)
(北緯35度39.98分、東経134度31.03分)
 - B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端 (通称赤島東端)
(北緯35度38.17分、東経134度26.42分)
 - C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端 (通称赤島西端)
(北緯35度38.17分、東経134度26.39分)
 - D 美方郡新温泉町岸田川右岸堤防北端
(北緯35度37.81分、東経134度27.16分)
 - ア Aから353度40分500メートルの点
(北緯35度40.25分、東経134度30.99分)
 - イ Bから353度40分250メートルの点
(北緯35度38.31分、東経134度26.41分)
 - ウ Cから173度40分の線と対岸との交点
(北緯35度38.14分、東経134度26.40分)
 - エ Dから73度40分の線と対岸との交点
(北緯35度37.82分、東経134度27.20分)
 - オ Dから253度40分の線と対岸との交点
(北緯35度37.74分、東経134度26.85分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第226号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
	1	1	のり漁業		9月1日から5月31日まで	1	かめので漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
1		そぞ漁業		同上	1	ばい漁業		同上		
1		わかめ漁業		3月1日から7月31日まで	1	うに漁業		同上		
1		もずく漁業		4月1日から8月31日まで	1	なまこ漁業		同上		
1		うみぞうめん漁業		同上	1	たこ漁業		同上		
1		てんぐさ漁業		3月1日から8月31日まで		以下余白		以下余白		
1		ほんだわら漁業		1月1日から12月31日まで						
1		かじめ漁業		同上						
1		あらめ漁業		同上						
1		いがい漁業		同上						
1		くろくち漁業		同上						
1		かき漁業		同上						
1		はまぐり漁業		同上						
1		あさり漁業		同上						
1		あわび漁業		同上						
1		とこぶし漁業		同上						
1		ずめ漁業		同上						
1		ささえ漁業		同上						
1	にし漁業		同上							
海区		但馬海区		免許番号	共 第 226 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		